

山梨学院大学大学院一般教育訓練給付金制度利用手続きについて

本学の社会科学研究科公共政策専攻修士課程は、2025 年度より厚生労働大臣の指定する一般教育訓練給付制度の指定講座の認定を受けています。(2025 年度 4 月以降の社会人入学生が対象)

1. 制度の概要

この制度は、働く方々の主体的なキャリア形成や能力開発を支援するため、雇用保険の加入期間など一定の条件を満たして厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を修了した場合に、受講費用の一部を給付金として受けられる制度です。制度の詳細は、[厚生労働省（教育訓練給付制度）ホームページ](#)をご覧ください。

支給対象者：雇用保険の被保険者期間が3年以上ある方

(過去に給付制度を利用したことがない方は1年以上)

支給額：受講料の20% (上限10万円) を給付

2. 対象講座

山梨学院大学大学院 社会科学研究科 公共政策専攻 (指定番号：1922005-2510012-4)

3. 一般教育訓練給付金支給申請に必要な書類

最寄りのハローワークにお問い合わせください。([一般教育訓練「教育訓練給付金」のご案内](#))

4. 申請手続きの流れ

手続きの流れは以下のとおりです。

時期	受講者手続き
入学前	①支給要件照会 ・教育訓練給付金支給対象か否かについては、最寄りのハローワークで「支給要件照会」を行い、ご自身で確認してください。
入学後	②「教育訓練給付金制度利用申請書」の提出 ・教育訓練給付金制度の利用を希望する場合は、本学所定様式「教育訓練給付金制度利用申請書」を大学総合窓口へ提出してください。この申請は、制度の適用を希望する意思を大学側に伝えるものであり、修了証明書等の発行管理にも使用されます。
受講～ 2年次修了時	③「教育訓練修了証明書・納付金証明書 発行申請書」の提出 ・教育訓練給付金の支給申請手続き希望者の方は、本学所定様式「教育訓練修了証明書・納付金証明書 発行申請書」を大学総合窓口へ提出してください。(期日：修了の3か月前まで) ・以下の修了要件をすべて満たすことが必要です。 本大学院の社会科学研究科が定める修了基準を満たすこと。 学則で定められた期間内(2年間)に修了すること。

	※修了要件を満たさない場合、教育訓練修了証明書は発行されず、制度の対象外となります。
修了時 (学位授与式)	④修了証明書の受領 <ul style="list-style-type: none"> ・修了後の学位授与式で、「教育訓練終了証明書」および「納付金証明書」を交付し、お渡しいたします。 ・支給申請に必要な書類等はハローワークにて各自でご確認ください。
修了後	⑤ハローワークへ申請 <ul style="list-style-type: none"> ・講座修了後、1 か月以内に、申請者本人が最寄りのハローワークで手続きを行ってください。詳細は、ハローワークへご確認ください。 ⑥厚生労働省 一般教育訓練給付指定講座受給者アンケートへの回答 <ul style="list-style-type: none"> ・受講修了後数年にわたり、教育訓練給付金の支給を受けた方を対象にアンケートへを実施しています。毎年 12 月頃にメールまたは郵送で受講者の皆さんへ依頼予定です。必ず、ご回答ください。

5. 注意事項

- ①教育訓練が修了した日から 1 か月以内に、本人がハローワークで申請を行う必要があります。
- ②住所・連絡先等に変更がある場合は、速やかに大学総合窓口へ届出てください。

6. 問い合わせ先

教育訓練給付制度の利用については、大学総合窓口（クリスタルタワー2 階）までお問い合わせください。